

「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>本文</p> <p>9. IPv4 アドレス在庫からのアドレス空間の委任</p> <p>APNIC 地域における IPv4 アドレス在庫から委任が認められる IPv4 アドレス空間は、最大で/22 相当のサイズに限定される。また、現在の最小委任サイズは /24(256 アドレス)とする。</p> <p>当該 IPv4 アドレス空間の委任を受けるためには、JPNIC と IP アドレス管理に関する契約を締結し、以下いずれかの項目で定めた要件を満たさなければならない。</p> <p>10.3 初回割り振りの基準            10.4 追加割り振りの基準            13.1 小規模マルチホーム割り当て            13.2 インターネットエクスチェンジポイント            13.3 クリティカルインフラストラクチャー</p>	<p>本文</p> <p>9. IPv4 アドレス在庫からのアドレス空間の委任</p> <p>APNIC 地域における IPv4 アドレス在庫から委任が認められる IPv4 アドレス空間は、<u>「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫」に該当する 103/8 の範囲から</u>最大で/22 相当のサイズに限定される。また、現在の最小委任サイズは /24(256 アドレス)とする。</p> <p>当該 IPv4 アドレス空間の委任を受けるためには、JPNIC と IP アドレス管理に関する契約を締結し、以下いずれかの項目で定めた要件を満たさなければならない。</p> <p>10.3 初回割り振りの基準            10.4 追加割り振りの基準            13.1 小規模マルチホーム割り当て            13.2 インターネットエクスチェンジポイント            13.3 クリティカルインフラストラクチャー</p> <p><u>IANA により回収された IPv4 アドレス在庫が APNIC に委任された場合、上記いずれかの項目で定めた要件を満たす場合に限り、103/8 以外の APNIC または JPNIC いずれかの在庫から、さらなる IPv4 アドレス空間の委任が認められる。委任を受けることのできる IPv4 アドレス空間は、最大で/22 相当のサイズに限定される。</u></p> <p><u>IANA からの再度の IPv4 アドレス空間の委任または APNIC への IPv4 アドレス返却により、さらなる委任に十分な在庫量であることが証明された場合、同様の基準により追加の委任を行う。</u></p>